

揭示文兼入札説明書（電子入札・電子契約対象案件）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「令和８・９年度品川駅北周辺地区他における街区確定測量その他測量業務」に係る手続き開始の指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

１ 手続き開始の揭示日 令和８年８月５日

２ 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 松村 秀弦
東京都新宿区西新宿６－５－１

３ 業務概要

（１） 業務名

令和８・９年度品川駅北周辺地区他における街区確定測量その他測量業務

（２） 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。

本業務は、品川駅北周辺地区土地地区画整理事業、品川駅街区地区土地地区画整理事業及び品川駅西口土地地区画整理事業において、必要となる街区確定測量その他測量業務を実施する業務である。

（３） 業務の詳細な説明

「令和８・９年度品川駅北周辺地区他における街区確定測量その他測量業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

（４） 成果品

仕様書のとおりに。

（５） 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年９月29日（金）まで

（６） 履行場所

東京都港区

（７） 入札方法

本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。（ただし、必要書類一式の持参等による提出が併せて必要。詳細は下記６（２）参照。）

なお、電子入札システムにより難しい者は、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、当機構の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」（<https://www.ur-net.go.jp/order/>）の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

（紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所）

提出期間：下記６（２）①の参加表明書の提出期間に同じ。

提出場所：下記５（１）に同じ。

提出部数：１部

4 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

次に掲げるすべての条件を満たしている単体企業であること。

① 参加表明者

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ロ 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「測量」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

ハ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

ホ 平成28年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請けによる業務の実績を含まない。）を有すること。

A業務：国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構において発注された土地区画整理事業に係る街区確定（計算）測量業務。

B業務：以下の①又は②の業務。

① 上記A業務に規定された発注機関以外の機関が発注した、土地区画整理事業に係る街区確定（計算）測量業務。

② 都市計画法第29条の開発行為による街区確定（計算）測量業務。

ヘ 関東地方（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県）に営業拠点等を有する者であること。

② 配置予定管理技術者

次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

イ 平成28年度以降に経験した、上記①ホに掲げる業務（A業務又はB業務）の経験（下請、出向又は派遣による業務の実績を含まない。）を有する者であること。

ロ 以下の資格を有し登録を行っている者であること。

・測量士

ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

選定に係る評価基準は上記4（1）に定める要件を満たしていることを前提とした上で、以下の【入札参加者を選定するための評価基準】のとおりとし、評価点の合計が高い者から原則として10者を選定する。

なお、評価点の合計が高い者から選定して同点により計10者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。

また、参加要件を満たす参加表明者が10者に満たない場合は、当該者全てを選定するものとする。なお、参加表明者が10者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表

明者は選定しない。

【入札参加者を選定するための評価基準】

参加表明書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは以下のとおりとする。

項目 評価	評価の着目点			評価の ウェイト
	判断基準			
参加表明者（企業 の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	(別記様式1) 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「測量」の認定を受けていること。	—
	迅速性	営業拠点等の所在地	(別記様式2) 営業拠点等の所在地を下記の順位で評価する。 ① 東京都内に営業拠点等（注：技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう。）を有する。 ② 上記以外の関東地区（神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県）に営業拠点等を有する。	①10点 ②5点
	専門技術力	業務執行能力	(別記様式3) 平成28年度以降に完了した業務（下請による業務の実績を含まない。）を下記の順位で評価する。 ① A業務の業務実績が5件以上ある。 ② A業務の業務実績が2～4件ある。 ③ A業務の業務実績がある。 ④ B業務の業務実績がある。 ※業務の定義は上記4（1）①ホを参照。 ※なお、A業務又はB業務のいずれの実績もない場合は欠格とする。記載する業務は5件までとし、様式1枚につき2件まで記載する。 ※ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定の結果が60点未満の業務があった場合は①から④に該当する実績があったとしても評価は0点とする。	①15点 ②13点 ③10点 ④5点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	(別記様式4) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 下記の全ての資格を有し登録を行っている者であること。 ・測量士 ・土地区画整理士 ② 下記の全ての資格を有し登録を行っている者であること。 ・測量士 ・土地家屋調査士 ③ 下記の資格を有し登録を行っている者であること。 ・測量士 なお、測量士の資格を有しない場合は欠格とする。	①10点 ②7点 ③5点

	専門技術力	業務執行技術力	(別記様式4) 平成28年度以降に経験した業務(下請、出向又は派遣による業務の実績を含まない。)を以下の順位で評価する。 ① A業務の業務実績が3件以上ある。 ② A業務の業務実績がある。 ③ B業務の業務実績がある。 ※業務の定義は上記4(1)①ホを参照。 ※なお、A業務又はB業務のいずれの実績もない場合は欠格とする。記載する業務は3件までとし、様式1枚に記載する。	①15点 ②10点 ③5点
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		(別記様式5・6・7) 以下の場合を選定しない。 ・特記仕様書に記載している「再委託等」の内容に抵触する場合。 ・業務体制が不明確又は不自然な内容である場合。	—
			評価点 合計	50点

5 担当支社等

(1) 令和7・8年度の競争参加資格並びに入札及び契約に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話03-5323-0470

(2) 参加表明書に関する事項

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル18階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部事業推進第4課 (担当：岸田・高井)

電話03-5200-8644・03-5200-8672

6 参加表明書の提出等

本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。当機構は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

- (1) 上記4(1)①ロの認定を受けていない者も次に従い参加表明書を提出することができる。この場合において、上記4(1)①イ、ハ、ニ、ホ、ヘ、上記4(1)②に掲げる事項を満たしているときは、令和8年8月18日(火)までに「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」を上記5(1)に連絡のうえ、以下のとおり提出することを条件として指名する。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに上記4(1)①ロに掲げる事項を満たしていなければならない。

(一般競争参加資格の申請)

① 提出期間

令和8年8月5日(水)から令和8年8月18日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。

② 申請方法

当機構ホームページを参照。 <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

なお、期限までに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」が提出場所に到達しなかった場合は指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することができない。

（２）参加表明書及び資料の提出期間等

① 提出期間

令和８年８月６日（木）から令和８年８月２１日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）。

② 提出場所

上記５（２）に同じ。

③ 提出方法

参加表明書は、別記様式１「参加表明書」及び別添１「電子契約方式確認書」※をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付するのは「別記様式１」及び別添１「電子契約方式確認書」のみとする。）併せて、別記様式１（原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは郵便書留等の配達の記録が残るものにより郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参又は郵便書留等の配達の記録が残るものによる郵送が必要となる。

※別添１「電子契約方式確認書」については、機構ホームページ→入札・契約情報→入札契約手続き→入札心得・契約関係規定から様式をダウンロードすることも可。

機構ホームページ「入札心得・契約関係規定」

<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

<承諾を得て紙入札とする場合>

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは郵便書留等の配達の記録が残るものにより郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

併せて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（４６０円）分の切手を貼付した長３封筒を提出すること。（レターパックも可）

（３）参加表明書は、別記様式１から別記様式７までにより作成すること。

（４）参加表明書は、次に従い作成すること。

① 一般競争参加資格及び登録状況

当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：測量）に係る一般競争（指名競争）参加資格の登録状況を、別記様式１に記載すること。

② 営業拠点等の所在地

営業拠点等（技術者が１名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう）の所在地を別記様式２に記載すること。

③ 企業の経験及び能力

平成２８年度以降に完了した、Ａ業務又はＢ業務の実績について別記様式３に記載すること。記載するＡ業務又はＢ業務の実績の件数は最大５件までとし、様式１枚につき２件までを記載すること。

④ 配置予定管理技術者の資格又は経験、業務の実績

配置予定管理技術者について、別記様式4に記載すること。

⑤ 契約書（仕様書を含む。）の写し

上記③のA業務又はB業務の実績及び④の配置予定管理技術者の業務の実績として記載した業務に係る契約書（仕様書を含む。）の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

⑥ 業務の実施体制

特に業務実施体制の項目については、予定配置人員数や業務の分担構成等、できるだけ具体的に別記様式5に記載すること。

また、保有する技術職員の状況について、別記様式6に、業務請負契約締結時点での配置予定管理技術者の手持業務について、別記様式7にそれぞれ記載すること。

- (5) 競争参加資格の確認は、上記6（2）①の参加表明書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、指名した者に対しては、令和8年9月4日（金）までに電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）にて通知する。

(6) その他

- ① 提出部数は1部とする。
- ② 提出する参加表明書は、A4判ファイル（左側2穴）に綴じ、背表紙の下部に企業名のみを記載すること。また、表紙の下部には、企業名と併せて、担当部署、担当者名及び電話番号を記載するものとする。
- ③ 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提出された参加表明書は、返却しない。
- ⑤ 当機構は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ⑥ 受領期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は、認めない。
- ⑦ 参加表明書に関する問い合わせ先
上記5（2）に同じ。

7 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）にて通知する。
- (2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、当機構に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限

令和8年9月11日（金）午後4時

② 提出方法

電子入札システムにより提出すること。なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面（様式は自由）を上記5（1）へ持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。持参する場合は、提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただ

し、正午から午後1時の間は除く。。

- (3) 当機構は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5営業日以内に説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

8 揭示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この揭示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、質問内容を書面にて作成（様式は自由）し提出すること。

電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと（当機構ホームページ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>）」を厳守すること）。

① 提出期間

令和8年8月6日（木）から令和8年9月9日（水）まで

持参により提出する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

② 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面を、上記5（2）へ持参、又は最終日同時刻必着で郵便書留等の配達記録が残る郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 期間

令和8年9月16日（水）から令和8年9月18日（金）までの毎日

② 場所

電子入札システムにより閲覧。なお、同回答書については書面閲覧も行うが、その際は上記5

（2）において同期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

9 入札の日時、場所及び方法

(1) 日時

令和8年9月24日（木）午前10時から正午まで

ただし、承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は、正午まで（必着）。

(2) 場所

上記5（1）に同じ

(3) 入札方法

① 電子入札による場合

電子入札システムにより提出すること。

なお、代表者から委任を受ける者の電子証明書（以下「ICカード」という。）を使用する場合は、事前に年間委任状（上記3（7）の「電子入札運用基準」に様式掲載）を提出すること。

② 承諾を得て紙入札とする場合

入札書は上記3（7）の当機構ホームページの電子入札ページに掲載の様式を用いることとし、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

提出は持参又は郵便書留等の配達記録が残るものにより郵送することとし、電送によるものは

受け付けない。

郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に業務名、入札日（入札書発送日）及び入札書在中の旨を記載すること。

なお、代理人による入札の場合は委任状を併せて提出すること。（入札書の封筒とは別にすること。）

- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 開札の日時、場所及び方法

（1）日時

令和8年9月25日（金） 午前11時00分

（2）場所

上記5（1）に同じ

（3）開札方法

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

なお、入札参加者の開札立ち会いは不要とする。

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- （1）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （2）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- （3）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除

（2）契約保証金

請負代金額の10分の1以上を納付

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

さらに、落札者は、測量・土質調査業務請負契約に関し、自己に代わって自ら業務を完了することを保証する他の業者を業務完了保証人として立てることにより、当機構の承認を得て契約保証金の全部の免除を受けることができる。

13 入札の無効

手続開始の掲示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに競争契約入札心得において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、当機構から指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて上記4に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15 手続における交渉の有無

無

16 契約書作成の要否等

測量・土質調査業務請負契約書案（下記21参照。）により契約書を作成し、電子署名を用いた電子契約（以下「電子契約」という。）又は紙契約方式によって締結するものとする。

なお、電子契約による契約締結については、次に定めるとおりとする。

- ① 当機構が指定する電子契約サービス（※1）で行うものとし、受注者が利用する電子契約サービスによる電子契約は不可とする。
- ② 入札参加者は参加表明書の提出とあわせて別添の「電子契約方式確認書」を当機構に提出すること。ただし、紙契約方式での契約締結を希望する場合は、当該確認書においてその旨を明らかにすること。
- ③ 電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管（※2）を自らの責任において行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。また、当機構とクラウドサインの契約期間（令和11年3月31日まで）満了後、クラウドサイン上で契約書を確認することができないため、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管は上記の契約期間満了前までに行うこととする。

※1 当該サービスは、両者が合意・承諾した文書に当該事業者名義で電子ファイルに電子署名とタイムスタンプを施す「立会人型電子契約サービス」のクラウドサインとする。なお、手続きの詳細及びマニュアルについては下記の当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定から参照すること。

<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

※2 電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・ 真実性の確保
- ・ 関係書類の備付
- ・ 見読可能性の確保
- ・ 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

なお、契約書案は当機構ホームページで閲覧のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

17 支払条件

前払金30%以内、部分払12回及び完了払

18 火災保険付保の要否

否

19 関連情報を入手するための照会窓口

上記5（2）に同じ。

20 電子入札システムについて

- （1）電子入札システムには、当機構ホームページ「入札・契約情報」の「電子入札」（<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>）（以下「電子入札ページ」という。）よりアクセスできる。
- （2）電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前8時30分から午後8時まで稼働している。システムを停止する場合等は、電子入札ページ「お知らせ」において公開する。
- （3）システム操作マニュアルは、電子入札ページに公開している。
- （4）操作等及び障害発生時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等
電子入札総合ヘルプデスク TEL0570-021-777
 - ・ICカードの不具合等発生時
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記5（1）へ連絡すること。
- （5）入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）

・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）

(6) 電子入札システムで送信する書類に添付資料をつける場合の注意事項

ファイル形式はWord形式のもの、Excel形式のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

21 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページ（<https://www.ur-net.go.jp/>）の「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書（電子入札用の入札心得書を含む。）、標準契約書案（上記16に同じ）及び電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル_06_質問回答を熟読し、入札（見積）心得書、電子入札運用基準及び受注者操作マニュアル_06_質問回答（<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>）を厳守すること。電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札を害するものとして、失格とすることがある。
- (2) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定管理技術者を当該業務に配置すること。また、参加表明書に記載した配置予定管理技術者は、原則として変更できない。
ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理技術者であることについて当機構の了解を得なければならない。
- (4) 管理技術者は現場代理人を兼任することができるものとする。
- (5) 本件業務は、業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。
付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがあり、業務成績評定点が60点未満だった場合には、一定期間、企業の業務実績として点数を与えないこと等がある。
- (6) 受注者が、参加表明書（実施方針、技術提案等）に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。
- (7) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等についてを参照）を上記16の契約書と併せて同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (8) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等についてを参照）を上記16の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (9) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格確認申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (10) 令和3年9月22日から、入札及び契約手続における押印等の見直しを行い、事業者が提出する書類の一部について、押印を省略することができる。その場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必要となる。詳細については、「入札及び契約手続における押印等の見直しについて」（当機構ホーム

ページ→入札・契約情報→新たな取り組み→入札及び契約手続における押印等の見直しについてを参照)にて確認すること。

(11) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

(12) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供する情報

イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

参加表明書

令和8年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松 村 秀 弦 殿

(提出者)

住 所

商号または名称

代表者氏名

印 ※1

連絡先 部署

担当者名

電話

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1:

連絡先(電話番号) 2:

令和8年8月5日付けで手続開始の掲示のありました「令和8・9年度品川駅北周辺地区他における街区確定測量その他測量業務」に係る指名競争に参加を希望します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本競争に必要な「業種区分」の登録状況(申請日時点):以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

☐申請中⇒☐新規又は更新 ☐業種区分又は地区追加(該当する場合、登録番号を記載)

☐済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

(※) 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「測量」の認定を受けている者は、登録番号を記載すること。参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も掲示文兼入札説明書6に従い参加表明書を提出できるが、競争に参加するには、開札の時までに、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可

- ・営業拠点等の所在地

提出者：_____

住所	
電話番号	
FAX	
会社名	
役職名 代表者氏名	
常駐する技術者の数 及び有資格者数 (専門分野別)	

・企業の平成28年度以降に完了した【A業務】又は【B業務】の業務実績

提出者：_____

業務分類		
業務名		
TECRIS登録番号		
契約金額		
履行期間		
履行場所		
発注機関名 住所 TEL		
業務の概要		
技術的特徴		

注1：業務分類には、揭示文兼入札説明書「4 指名されるために必要な要件（1）①ホ」に記述のある【A業務】、【B業務】のいずれかを記載する。

注2：記入に際して本様式で最大5件までの記載とし、様式1枚につき2件までを記載すること。なお、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む。）の写し等を添付すること。

ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

・配置予定管理技術者の経歴等

提出者：_____

① 氏名				
② 所属・役職		(入社年月日： 年 月 日)		
③ 保有資格・部門・取得年月日		・測量士 (登録番号： 取得年月日：) ・土地区画整理士 (登録番号： 取得年月日：) ・土地家屋調査士 (登録番号： 取得年月日：)		
④ A業務又はB業務経歴 (平成28年度以降) (最大3件)	業務分類			
	業務名 (TECRIS登録番号)			
	契約金額			
	履行期間			
	発注機関名 (担当部局)			
	業務の概要			

注1：業務分類には、揭示文兼入札説明書「4 指名されるために必要な要件(1)①ホ」に記述のある【A業務】、【B業務】のいずれかを記載する。

注2：記入に際しては本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書(仕様書を含む。)の写し等を添付すること。
(記載した業務内容及び配置予定管理技術者が本様式に記載の業務に従事した旨確認可能なものを添付すること。)

ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、添付資料は、揭示文兼入札説明書4(1)①ホに記述のある業務実績の内容が確認できるものを添付すること。

注3：保有資格(測量士、土地家屋調査士、土地区画整理士)については、資格を証明する書類の写しを添付すること。

注4：予定管理技術者が、参加希望者と直接的な雇用関係がある旨証する書類の写しを添付すること。

・業務の実施体制

提出者：_____

業務実施体制	
個人情報の管理体制	

注：記入に際しては本様式2枚までとする。

下請負等の予定	(委任又は請け負わせる者)
	(委任又は請け負わせる内容)
技術協力の予定	(協力先)
	(協力を求める内容)

注：技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けることをいう。

・保有する技術職員の状況

提出者：_____

専 門 分 野	技 術 職 員 数	う ち 有 資 格 者 数

注：「うち有資格者数」の欄には専門分野ごと該当する資格の名称（土地区画整理士・土地家屋調査士・測量士の
み。）及び資格ごとの人数を記載する。

- ・配置予定管理技術者の手持業務（業務請負契約締結時点）

提出者：_____

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
				(契約金額合計 万円)
				(契約金額合計 万円)
				(契約金額合計 万円)
				(契約金額合計 万円)

電子契約方式確認書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿

住所※

商号又は名称※

氏名※

※契約書の署名欄に記載する住所、商号又は名称及び代表者名を記入すること

案件名称：

機構が指定する電子契約サービスによる契約締結の可否： 可 / 不可（紙契約方式）
（電子契約可の場合、以下記入）

電子契約手続を行う方

（メールアドレスを複数用意できない場合等を除き、原則2名記載）

【承認権限者※¹】

社名：

部署・役職：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

【最終承認権限者※²】

社名：

部署・役職：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

※1 機構からの契約締結依頼を当初に受信する方※2 契約手続について最終的な承認を行う方**【留意事項】**

電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管を行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。

※電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・ 真実性の確保
- ・ 関係書類の備付
- ・ 見読可能性の確保
- ・ 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

特記仕様書

測量業務

業務名称

令和8・9年度品川駅北周辺地区他における
街区確定測量その他測量業務

令和8年8月

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部 事業推進第4課

特記仕様書

第1章総 則

1-1 業務概要

業務名称	令和8・9年度品川駅北周辺地区他における街区確定測量その他測量業務
履行場所	東京都港区
履行期間	契約締結の翌日から令和10年9月29日まで
履行概要 (詳細・範囲は別紙による)	主な業務内容は以下のとおりである。(業務範囲は別紙-1～4) (1) 基準点測量 (2) 境界測量(地区界測量) (3) 確定測量(街区確定測量(計算)、 街区確定測量(中心点及び街区点杭打ち)、 街区確定測量(街区点埋標)、 街区確定測量(街区点検査測量)、 画地確定測量(計算)、画地確定測量(杭打ち))
業務の目的	本業務は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業、品川駅街区地区土地区画整理事業及び品川駅西口土地区画整理事業において、必要となる街区確定測量その他測量業務を実施する業務である。

1-2 適用仕様書

本測量は、「測量作業規程」及び「測量作業共通仕様書」(独立行政法人都市再生機構令和7年9月)及び、本特記仕様書による。

1-3 測量に関する業務実績情報システム(テクリス)の登録

「測量作業共通仕様書」第9条第3項による。

受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員に自動メール送信し、監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請すること。

登録後、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。

1-4 公共測量に伴う測量成果等の交付

公共測量に伴う測量成果等の交付に伴う費用は当業務に含む。

1-5 国土調査に係る認証の申請

国土調査法第19条第5項申請	☐ あり	☒ なし
----------------	-----------------------------	--

1－6 特記事項(契約書関係、共通仕様書関係)

契約書	特記事項			
第3条 関連工事の調整				
第7条 一括再委託等の 禁止	契約書第7条により、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合、第三者に委任し又は請け負わせることができる業務は、次に掲げるもの以外の業務とする。 ① 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断 ② 測量業務における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断等 ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の下請負にあたっては、発注者の承諾を要しない。			
第12条 作業材料の品質 及び検査等				
第13条 監督員の立会い 及び作業記録の 整備等				
第14条 支給材料及び貸 与品	本業務における支給材料および貸与品は、下表による。			
	名称	規 格	支給・貸与	引渡 場所
	拠点エリアの低未利用地における現況その他測量業務報告書		貸与	
	拠点エリアの低未利用地における街区確定（計算）その他測量業務		貸与	
	品川駅周辺地区における街区確定測量その他測量等業務		貸与	
	令和2年度品川駅周辺地区における街区確定測量その他測量業務		貸与	
	令和3年度都心ターミナル駅周辺地区における地区界その他測量業務		貸与	
	令和6・7年度品川駅北周辺地区他における街区確定測量その他測量業務		貸与	
第27条 引渡し前におけ る成果物の利用				

契約書	特記事項
第 32 条 部分引渡し	

共通仕様書	特記事項
第 14 条 地元関係者との 交渉等	
第 15 条 土地の立入り等	土地への出入りに当たっては、身分証明書と共に機構貸与の腕章を携帯すること。なお、測量作業中、監督員から身分証明書の提示及び免許証等による本人確認を求める場合がある。
第 29 条 安全等の確保	

第2章測量業務

2－1 地域地形区分

本測量の地域地形区分は下表による。

①品川駅北周辺地区・品川駅街区地区

②品川駅西口地区

地域区分		地形区分	
大市街地	①	平地	①
市街地(甲)		丘陵地	②
市街地(乙)	②	低山地	
都市近郊		高山地	
耕地			
原野			
森林			

2－2 測量種別

(1) 本測量の業務範囲は下表による。

測量種別	業務範囲
(1) 基準点測量	○
(2) 現況測量及び写真測量	
(3) 現況測量及び写真測量(三次元点群測量)	
(4) 境界測量	○
(5) 路線・河川測量	
(6) 確定測量	○
(7) 用地確定測量	
(8) 出来形確認測量	
(9) その他	○
(10) その他調査等	
① 地下埋設物等調査	
② 樹木調査	
③ 真北測量計算	

2－3 測量内容

測量種別	特記事項
基準点測量	(1) 業務範囲 別紙－1～3に示す業務範囲の基準点測量を行う。 (2) 基準点測量 本測量に使用する基準点は「拠点エリアの低未利用地における現況その他測量業務」「拠点エリアの低未利用地における街区確定(計算)その他測量業務」「品川駅周辺地区における街区確定測量その他測量業務」「令和2年度品川駅周辺地区における街区確定測量その他測量業務」「令和6・7年度品川駅北周辺地区他における街区確定測量その他測量業務」測量成果の既設基準点を使用するものとする。品川駅西口地区においては、法務局が設置した14条基準点を使用するものとする。基準点を新たに新設する場合は、配点計画書(地形図上に記入)と平均計画図を事前に監督員に提出し、承諾を得ること。
境界測量 (地区界測量)	(1) 業務範囲 別紙－1の業務範囲に示す範囲の確定測量を行う。 (2) 地区界測量 基準点測量によって測設された基準点から、境界(または現況点・準拠点)を観測・復元・設置する。
確定測量 (街区確定測量(計算))	(1) 業務範囲 別紙－1・3の業務範囲に示す範囲の確定測量を行う。 (2) 街区確定測量(計算) 機構の貸与する資料に基づき確定計算を行い、街区確定図(境界点網図)を作成する。図面表示単位は、距離mm単位・面積㎡以下2桁で表示する。面積計算は、座標法とする。 (3) 準拠点測量 監督員が指定する既設構造物について、準拠点測量を実施する。
確定測量 (街区確定測量(中心点及び街区点杭打ち))	(1) 業務範囲 別紙－1・3の業務範囲に示す範囲の確定測量を行う。 (2) 街区点の設置測量 4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により設置する。 また、仮杭(木杭等)の設置までとする。

測量種別	特記事項
確定測量 (街区確定測量(街区点埋標))	(1) 業務範囲 別紙－4の業務範囲に示す範囲の確定測量を行う。 (2) 街区点の設置測量 4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により設置する。 また、本杭の設置はコンクリート杭、金属標及び鋳とする。
確定測量 (街区確定測量(街区点検査測量))	(1) 業務範囲 別紙－4の業務範囲に示す範囲の確定測量を行う。 (2) 街区点間距離の確認測量 街路築造工事のすみ切り部分を除いた工事が完了した後、埋標前に街区点間距離の検測を行う。
確定測量 (画地確定測量(計算))	(1) 業務範囲 別紙－1～3の業務範囲に示す範囲の確定測量を行う。 (2) 画地確定測量(計算) 機構の貸与する資料に基づき確定計算を行い、画地確定図を作成する。図面表示単位は、距離mm単位・面積㎡以下2桁で表示する。面積計算は、座標法とする。
確定測量 (画地確定測量(杭打ち))	(1) 業務範囲 別紙－1・2の業務範囲に示す範囲の確定測量を行う。 (2) 画地点の設置測量 4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により設置する。 また、本杭の設置はコンクリート杭、金属標及び鋳とし、仮杭は木杭とする。

2－4 打合せ

本業務を行うに当たり、監督員と緊密な打合せ・協議を行い、その指示に従うと共に、必要な事項について作業の段階毎に成果等の確認を受ける。

打合せ協議の結果は、「打合せ等記録簿」に簡潔にまとめ、その都度、監督員に提出する。

本測量において、下記に示す打合せを見込む。

業務着手時及び成果物納入時	1 業務
中間打合せ	3 回

第3章 成果品

3-1 成果等の作成

成果等は、測量作業規程による。また、測量作業規程の成果等で規定する「その他の資料」は、「《参考》成果図書等一覧表」による。

公共団体への成果図書の引渡しのある場合を除き、成果等の作成にあたっては契約後に送付する「測量成果図書作成参考図集(案)令和5年5月」により作成する。

他の測量業務の成果及び原図を転用・使用した場合は、その成果の写しを成果簿に添付し提出する。

3-2 成果品の提出

特記仕様書及び監督員の指示(「電子納品について」参照)に従い、成果品と併せて、成果等を電子記録媒体に記録し納品すること。なお、適用基準は以下(閲覧可)による。

「居住環境整備事業等における土木関連業務に係る電子納品要領(案)測量編平成17年3月」

「居住環境整備事業等における土木関連業務に係るCAD製図基準(案)平成17年3月」

成果簿は、地区ごとに作成するものとし、その種別等は下表のとおりとする。詳細は「成果品作成仕様書」に基づき作成する。

なお、すべてのA3版成果図面の縮小版を添付する。

媒体種別	正	副	副
市販バインダー製本(グリーン購入法適合品)	○	○	
CD-R 又は DVD-R(電子記録媒体)	○	○	○

第4章その他

4-1 測量業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。

受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

4-2 個人情報の取扱い

受注者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき個人情報等を適切に取り扱う。

4-3 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

4-4 積算基準(直接経費)について

旅費交通費・安全費・電子成果品作成費は以下のとおりとする。

旅費交通費	率計上
安全費	率計上
電子成果品作成費	計上

4-5 業務環境の改善について

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

数量表①

項 目			単位	数量 北周辺地区	数量 駅街区地区	数量 西口地区	合計	摘 要
基準点測量	基準点測量	1 級基準点 (作業計画・選点・観測・計算整理)	点					
		2 級基準点 (作業計画・選点・観測・計算整理)	点					
		3 級基準点(永久標識設置) (作業計画・選点・観測・計算整理)	点					
		3 級基準点 (作業計画・選点・観測・計算整理)	点					
		4 級基準点 (作業計画・選点・観測・計算整理)	点	34	5	10	49	選点なし 伐採なし 永久標識設置なし
		基準点設置 (地上埋設(普通))	点					
		〃 (地上埋設 (上面舗装))	点					
		〃 (地下埋設)	点					
		〃 (屋上埋設)	点					
		コンクリート杭設置	点					
	水準測量	2 級水準測量 (作業計画・選点・観測・計算整理)	km					
		3 級水準測量 (作業計画・選点・観測・計算整理)	km					
		4 級水準測量 (作業計画・選点・観測・計算整理)	km					
		水準点設置(永久標識) (選点・設置・整理)	点					
		〃 (永久標識以外) (選点・設置・整理)	点					

数量表②

項 目			単位	数量 北周辺地区	数量 駅街区地区	数量 西口地区	合計	摘 要
境界測量	(地区境界測量)	作業計画	点					
		現地踏査	点					
		立会通知	点					
		現地立会仮杭打設	点					
		埋標	点					
		地区界点の観測	点					
		地区界点間距離確認測量	点					
		座標計算	点	30			30	
		面積計算	点	30			30	
		地区界点網図の作成	点	30			30	
		点の記の作成	点					
		成果表の作成	点	30			30	
		点検整理	点	30			30	

数量表③

項 目			単位	数量 北周辺地区	数量 駅街区地区	数量 西口地区	合計	摘 要
確定測量	街区確定測量(計算)	作業計画	街区	6		1	7	
		現地踏査	街区					
		準拠点等の観測・計算	点	122		10	132	
		準拠点等点間距離確認測量	点	122		10	132	
		中心点の計算	点	88			88	
		屈曲点の計算	点	88			88	
		街区の諸元及び面積の計算	街区	6			6	
		確定図の作成	街区	6			6	
		成果表の作成	街区	6		1	7	
		点検整理	街区	6		1	7	
	(粗造成前の中心点杭打ち) 街区確定測量	作業計画	点					
		現地踏査	点					
		測設の計算	点					
		杭打図の作成	点					
		現地測設	点					
		点検整理	点					
	(中心点及び街区点杭打ち) 街区確定測量	作業計画	点	437		50	487	
		現地踏査	点					
		測設の計算	点	437		50	487	
		杭打図の作成	点	437		50	487	
		現地測設	点	437		50	487	
		中心点及び街区点間距離確認測量	点	437		50	487	
		現地引継ぎ	点	437		50	487	
		点検整理	点	437		50	487	
	(中心点杭打ち) 街区確定測量	作業計画	点					
		現地踏査	点					
		測設の計算	点					
		杭打図の作成	点					
		現地測設	点					
		点検整理	点					

	(街区点埋標) 街区確定測量	埋標	点	69			69	
	(街区点検査測量) 街区確定測量	中心点及び街区点間距離確認測量	点	68			68	
		点検整理	点	68			68	

数量表④

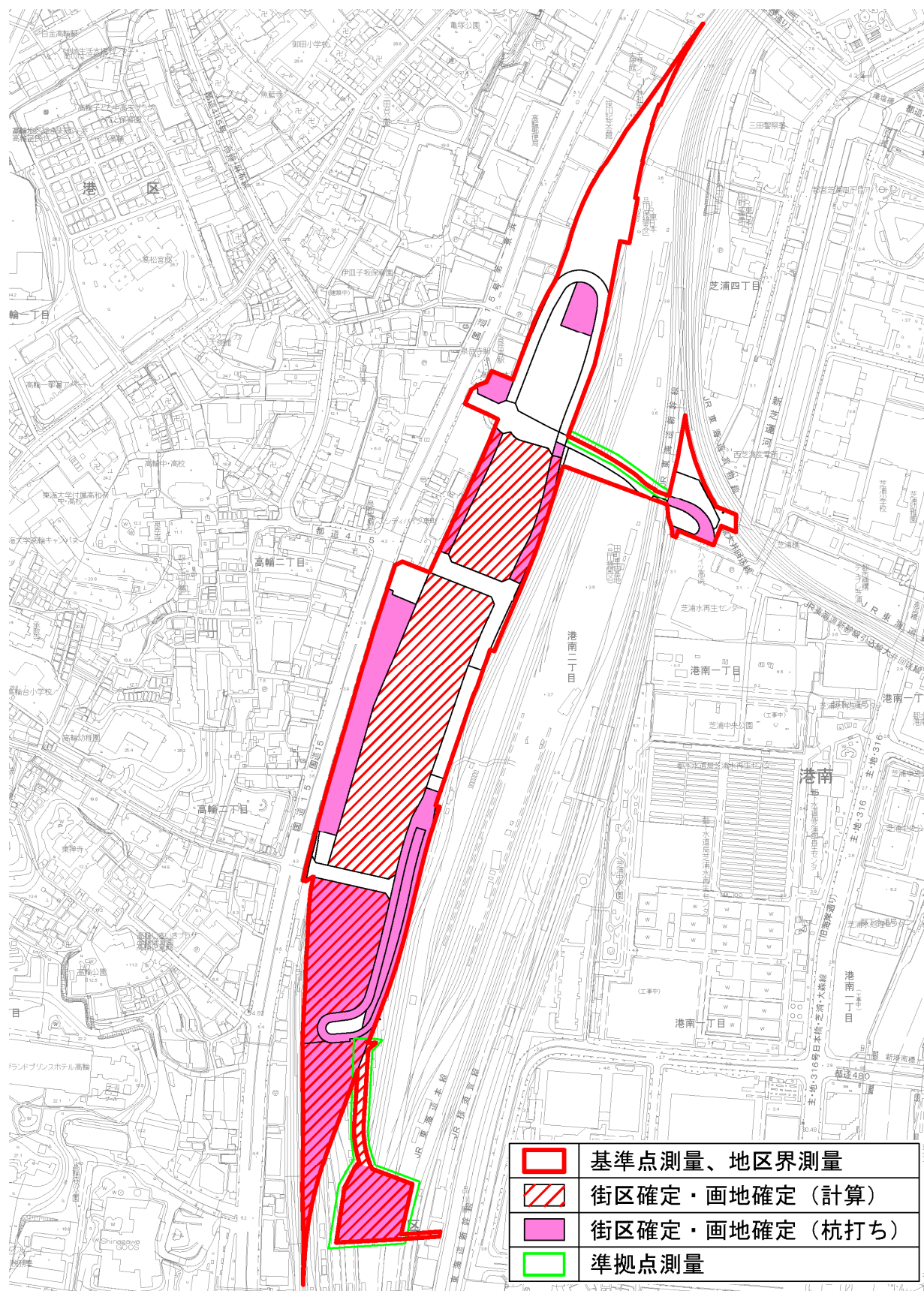
項 目			単位	数量 北周辺地区	数量 駅街区地区	数量 西口地区	合計	摘 要
確定測量	画地確定測量(計算)	作業計画	画地	9	3	5	17	
		現地踏査	画地					
		準拠点の観測・計算	点					
		準拠点間距離確認測量	点					
		確定計算	画地	9	3	5	17	
		確定図の作成	街区	6	1	1	8	
		調書の作成	街区	6	1	1	8	
		点検整理	画地	9	3	5	17	
	画地確定測量 (杭打ち)	作業計画	点	65	20		85	
		現地踏査	点					
		測設の計算	点	65	20		85	
		現地測設	点	65	20		85	
		画地点間距離確認測量	点	65	20		85	
		埋標	点	11	10		21	
		現地引継ぎ	点	65	20		85	
		点検整理	点	65	20		85	
用地確定測量	(一筆単位が小さい場合) 面積確定測量	作業計画	点					
		現地踏査	点					
		境界点の設置	点					
		境界点の観測	点					
		座標計算	点					
用地確定測量	(一筆単位が小さい場合) 面積確定測量	境界点間距離確認測量	点					
		面積計算	点					
		三斜求積図作成	点					
		分割用地平面図作成	点					
		成果の作成	点					
		点検整理	点					

数量表⑤

項 目			単位	数量 北周辺地区	数量 駅街区地区	数量 西口地区	合計	摘 要
用地確定測量	(一筆単位が大きい場合) 面積確定測量	作業計画	点					
		現地踏査	点					
		境界点の設置	点					
		境界点の観測	点					
		座標計算	点					
		境界点間距離確認測量	点					
		面積計算	点					
		三斜求積図作成	点					
		分割用地平面図作成	点					
		成果の作成	点					
		点検整理	点					
	平 完 面 測 量 成	作業計画	業務					
		現地測量 (TS 細部測量・数値編集・数値現況図データファイル作成)	km ²					
その他	調査作図	現況調整土地図の作成 (現況図への土地図の割込み、土地図と現況図との照合、現況調整土地図の作成、調整土地図の作成)	ha					
	打合せ	業務着手時及び成果物納入時	業務	1			1	
		中間打合せ	回	3			3	
	コンクリート工		m ³	0.11			0.11	
	境界杭		本					

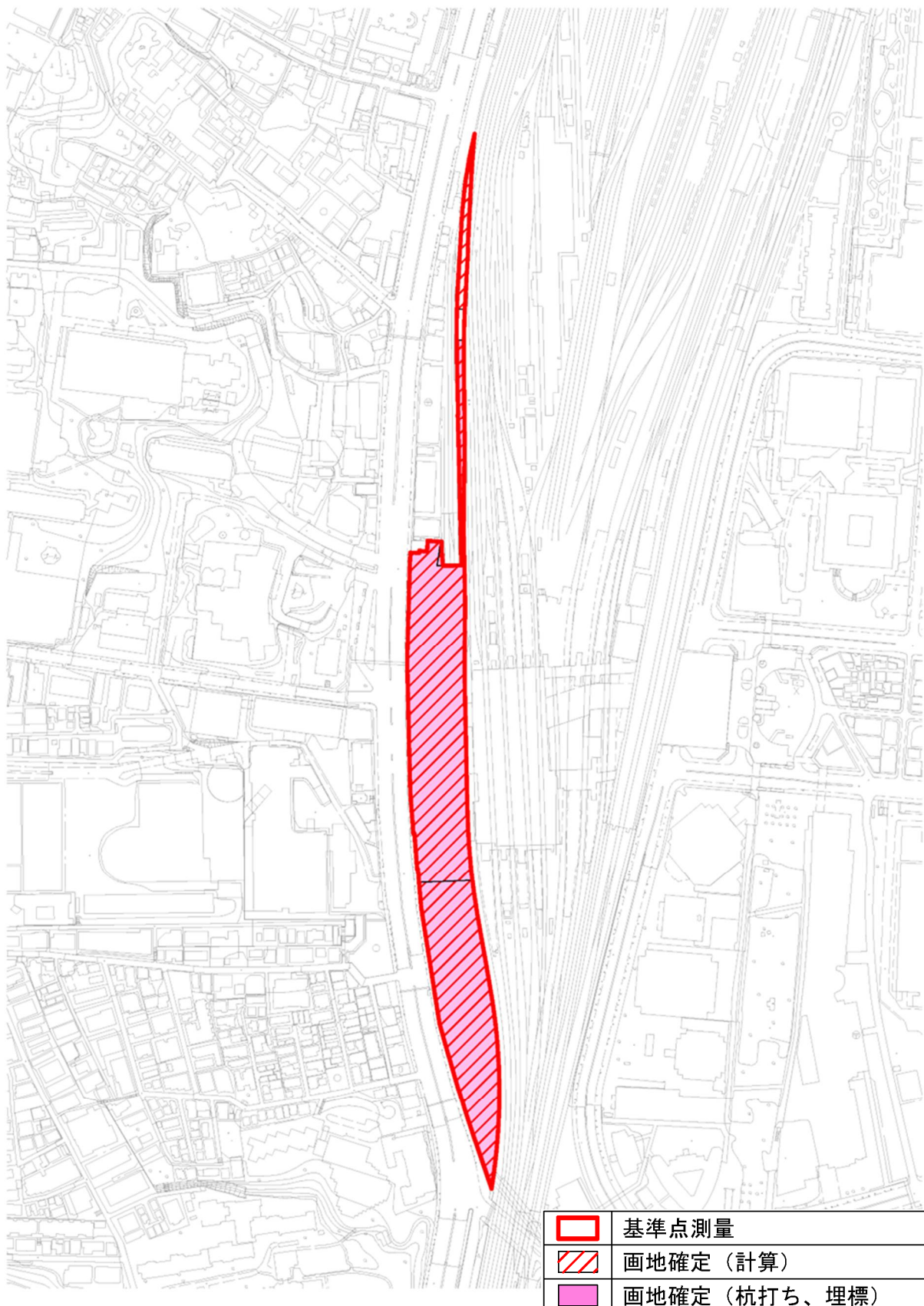
業務範囲図 品川駅北周辺地区

(基準点測量、地区界測量、街区確定測量(計算、準拠点測量、街区点杭打ち)、画地確定測量(計算、杭打ち))



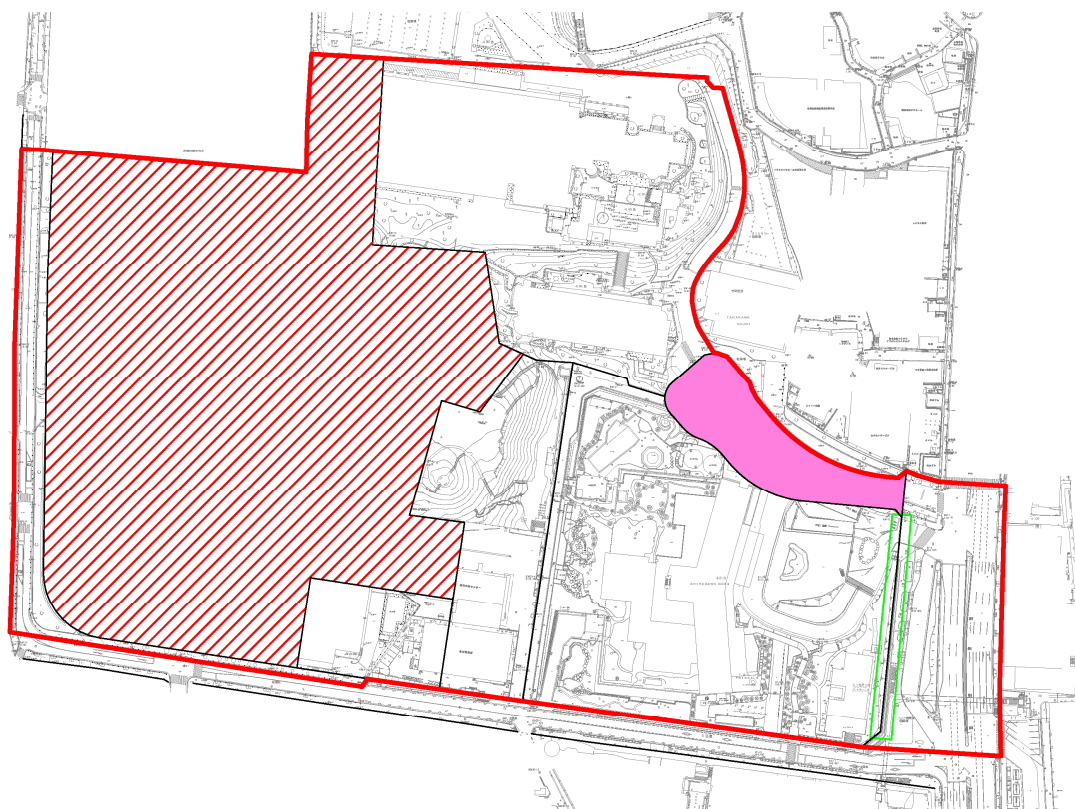
業務範囲図 品川駅街区地区

(基準点測量、画地確定測量 (計算、杭打ち、埋標))



業務範囲図 品川駅西口地区

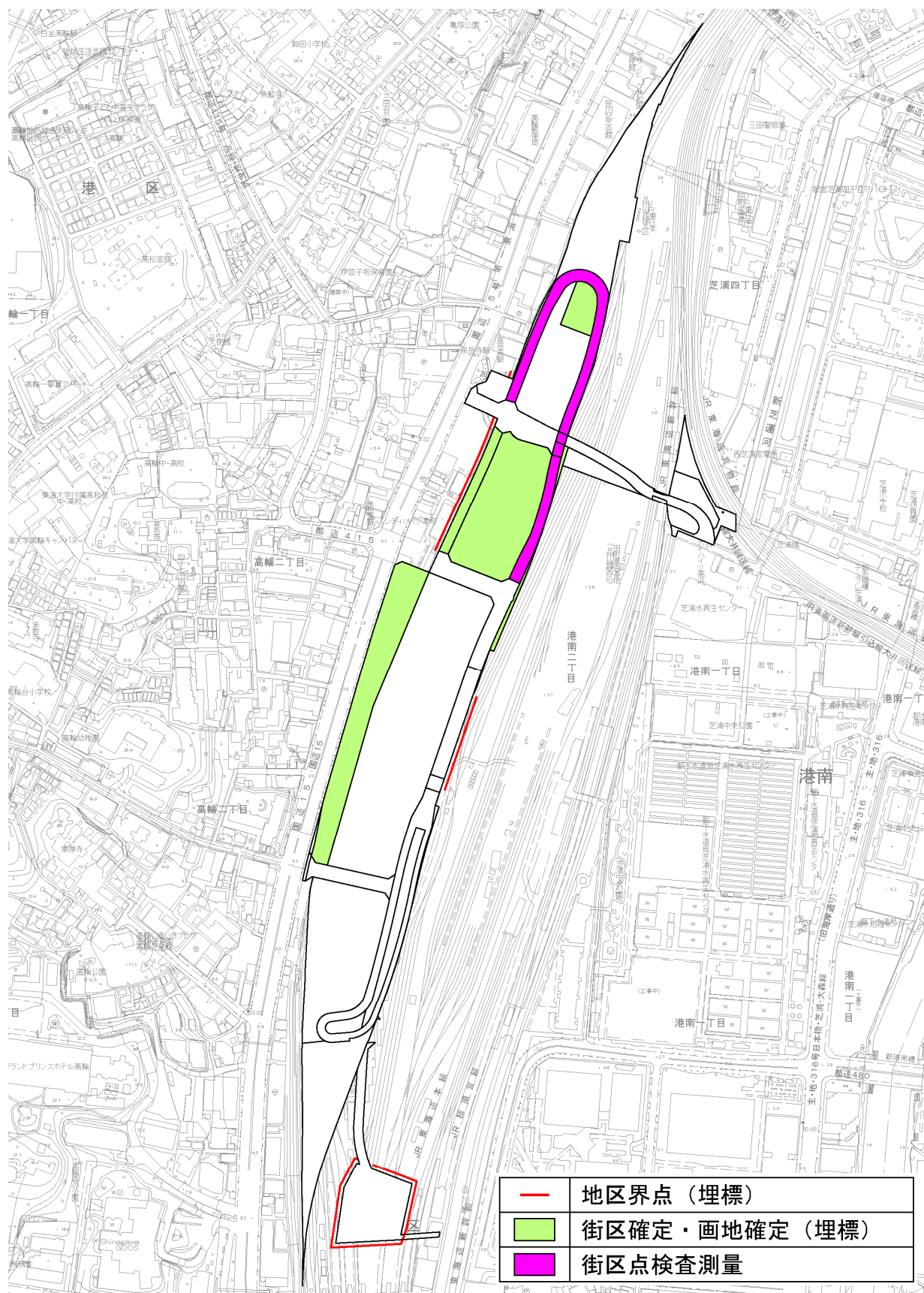
(基準点測量、街区確定測量（準拠点測量、杭打ち）、画地確定測量（計算）)



	基準点測量
	画地確定（計算）
	街区確定（杭打ち）
	準拠点測量

業務範囲図 品川駅北周辺地区

(街区確定測量 (埋標、街区点検査測量))



《参考》成果図書等一覧表 1 / 3 (測量作業規程記載成果のほか○印のあるものを提出する。成果品内に綴る順序は任意)

図書名		備考	図書名	備考
○	案内図		(方眼測量)	
○	業務概要書			方眼基準点成果表
○	特記仕様書写し	当初～変更後すべて		方眼基準点設置計算書
○	作業計画書	当初～変更後すべて		方眼基準点杭打(測設)図
○	打合せ等記録簿			方眼点成果表
○	測量機器検定証明書			方眼点設置計算書
	測量成果検定証明書			方眼点杭打(測設)図
○	作業日報(月報)	任意様式		点検測量一式
	道路使用許可書			点間距離確認図
	公共測量届出書類			
	作業風景写真		【現況測量及び写真測量(三次元点群測量)】	
	材料写真		(地上レーザ測量)	
	関連測量成果の写し			点検測量一式
○	電子記録媒体	CD-R, DVD-R	(UAV 写真点群測量)	
				点検測量一式
【基準点測量】				
(基準点測量)			(UAV レーザ測量)	
○	観測図			点検測量一式
○	既知点成果表			
	基準点使用承認書(写し)		(航空レーザ測量地図情報レベル 1000)	
	基準点使用報告書(写し)			点検測量一式
	GNSS 観測記録簿			
	成果検定証明書		(航空レーザ測量地図情報レベル 500)	
	測量成果検定記録			点検測量一式
	APA データ			
			【境界測量】	
(水準測量)			(境界測量) -地区界測量	
	既知点成果表		○	地区境界点設置計算書
	基準点使用承認書(写し)		○	点間距離確認図
	基準点使用報告書(写し)		○	境界立会確認書(原本)
			○	境界立会確認書(コピー)
【現況測量及び写真測量】			○	境界点網図
(現地測量)				1/1000 用紙 A0
	観測手簿			境界点網図(現況入り)
	計算簿			
	点検測量一式			
	測定位置確認資料			
	DM データ			
(空中写真測量)				
	点検測量一式			

《参考》成果図書等一覧表 2 / 3 (測量作業規程記載成果のほか○印のあるものを提出する。成果品内に綴る順序は任意)

図書名		備考	図書名	備考
(用地測量)			縦断測量計算書	
	地積測量図(写し)		横断測量計算書	
	建物図面、各階平面図(写し)		横断測量成果表	
	土地調査表		詳細測量成果表	
	補助基準点測量観測手簿		杭打(測設)図	
	補助基準点測量観測記簿		点検測量一式	
	補助基準点測量成果表		点間距離確認図	
	補助基準点の記		用地幅杭座標計算書	
	点間距離確認図		用地幅杭設置計算書	
	境界立会確認書(原本)		用地幅杭杭打(測設)図	
	境界立会確認書(コピー)		用地幅杭設置精度管理表	
	公共用地管理者との打合せ等記録簿		用地幅杭写真	
	公共用地確定協議依頼(申請)書		杭打(測設)図	
	公共用地確定協議書(原本)		点検測量一式	
	公共用地確定協議書(コピー)			
	用地境界仮杭座標計算書		【確定測量】	
	用地境界仮杭設置計算書		(確定測量) - 街区確定測量	
	用地境界仮杭杭打(測設)図	○	街区、中心点杭打(測設)図	任意 用紙 A3
	境界点写真	○	面積一覧表	
	用地境界仮杭写真	○	点間距離確認図	任意 用紙 A3
	用地境界杭写真	○	街区点、中心点写真	
	境界点網図	○	測量完了杭(仮杭)引渡し書	
	境界点網図(現況入り)			
	敷地求積図		(確定測量) - 画地確定測量	
	道水路求積図	○	画地点杭打(測設)図	任意 用紙 A3
	点間距離確認図	○	面積一覧表	
	点間距離比較図	○	点間距離確認図	任意 用紙 A3
	越境物調査図	○	画地点写真	
	土地所在図	○	測量完了杭(仮杭)引渡し書	
	地積測量図			
			(用地確定測量) - 面積確定測量	
			境界点設置計算書	
			境界点杭打(測設)図	
【路線測量】			面積一覧表	
(路線測量)			点間距離確認図	
	線形地形図		土地所在図	
	準拠点観測手簿計算書		地積測量図	
	準拠点点検測量一式			
	準拠点精度管理表		(用地確定測量) - 完成平面測量	
	IP 点、点の記		点検測量一式	
	主要点、点の記			
	中心点写真			
	仮 BM 設置測量計算書			
	仮 BM 点の記			

注記；基準点測量の与点の出所を明記した与点成果(写し)を添付すること。

計算簿には努めて略図等を添付して、当該作業機関以外の測量技術者の理解の助けとすること。

上記のほか、監督員の指示する資料を作成する。

《参考》成果図書等一覧表 3 / 3 (測量作業規程記載成果のほか○印のあるものを提出する。成果品内に綴る順序は任意)

[illegible]

注記：基準点測量の与点の出所を明記した与点成果（写し）を添付すること

計算簿には努めて略図等を添付して、当該作業機関以外の測量技術者の理解の助けとすること。

上記のほか、監督員の指示する資料を作成する。

成果品作成仕様書

1. 市販バインダー製本(グリーン購入法適合品)

(1) 背表紙(縦書き)及び表紙(左開き横書き)に表示する事項

㊦ ㊧ の別表示	測量業務名
「測量成果簿」	令和 年 月 (工期末月を表示)
	地区名全て(又は箇所名全て)
	計画機関 独立行政法人都市再生機構〇〇本部
	作業機関 社名

※背表紙は、上下 5cm の余白をとること。

(2) 目次に表示する事項(版形はA 4 縦)

記載例：目次には、成果簿に綴る計算結果・資料等の名称を記載する。

- 案内図
特記仕様書(写)
業務の概要
地区名を表示(地区ごとにまとめること。1地区のみの場合は不要。)
1. 基準点測量
 - 1) 基準点測量
 - (1) 3級基準点成果表
 - (2) 計算書
 - (3) 観測手簿
 - (4) 点の記
 - (5) 品質評価表・精度管理表・点検測量簿
 - (6) 4級基準点成果表
 - (7) 計算書
 - (8) 観測記録簿
 - (9) 点の記
 2. 境界測量
 - 1) 用地測量
 - (1) 境界点座標成果表
 - (2) 面積・辺長・方向角計算(座標法)
 - (3) 面積計算(数値三斜法)
 - (4) 逆打ち計算書
 - (5) 交点計算書(抜粋)
 - (6) 観測手簿
 - (7) 品質評価表・精度管理表・点検測量簿
 - (8) 境界点写真
 3. その他
 - 1) 権利関係調査
 - (1) 土地建物権利者住所録
 - (2) 登記全部事項証明書
 - (3) 公図(写)原図
 - (4) 地積測量図(写)
 - 2) 打ち合わせ協議記録簿
 - 3) 作業日報
 - 4) 機器検定証明書(写)
 - 5) 関連測量業務の成果(写)
 4. 図面
 - 3級・4級基準点網図
 - 境界点網図
 - 敷地求積図
 - 土地図

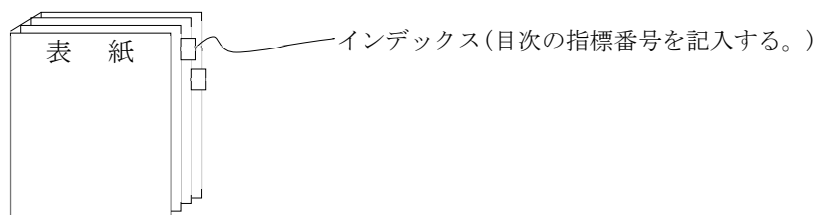
成果を転用した関連測量業務名称年月日(関連測量業務の工期末年月日)

計画機関名

作業機関名

今回の測量業務は、上記測量業務の測量成果を転用して、基準点測量、境界測量を行った。

他測量成果を転用した場合は記載例の要領で目次に表示すること。
目次において、測量種別・細別(作業名)に指標番号(1.2. など)をつけ、それぞれの該当ページ先頭にインデックス(目次の指標番号記入)を付す。



- (3) 諸計算書の版形は、A4サイズを原則とする。略図等の図面以外はA4サイズに縮小してよい。
- (4) 折込図面等は、測量種別毎(図面枚数少ないときは適宜)にクロス袋(布製プラスチック製)に入れ、図面名をクロス袋に表示し、製本する。
- (5) 成果簿を複数に分冊して製本する場合は、分冊したことがわかるように、成果簿の背表紙及び表紙に番号を表示する。番号は、分数表示とし分母に分冊した冊数を表示する。
例) 1/3 2/3 3/3 (3冊に分冊した場合)
- (6) 土地・建物全部事項証明書・地積測量図及び境界確認書(原本)は別冊とする。また、境界確認書は本綴りに必ずコピーを入れること。
地番数値の小さい方から大きい方に綴る。字(あざ)が異なる謄本等が1冊に混在する場合は、インデックスを付すこと。

背表紙(縦書き)及び表紙(右開き横書き)に表示する事項

測量業務名(契約書の記載どおり)
「土地登記全部事項証明書綴」 令和 年 月(工期末月を表示)
「建物登記全部事項証明書綴」 地区名 (当該地区)
「地積測量図(写)」 市区町村名と字名
※「境界確認書(原本)」綴られている地番(〇〇〇〇番から〇〇〇〇番まで)
調査場所(〇〇〇法務局〇〇出張所など)
計画機関 独立行政法人都市再生機構〇〇本部
作業機関 社名

※境界確認書(原本)のみ(左・右開きいずれか横書き)とし、案内図(位置図)を添付する。

本綴を複数に分冊して製本する場合は、分冊したことがわかるように、本綴の背表紙・表紙に番号を表示する。番号は、分数表示とし分母に分冊した冊数を表示する。
例) 1/3 2/3 3/3 (3冊に分冊した場合)

- (7) 業務の概要に記載する項目
測量業務名・工期・作業機関名・住所・電話番号・機構登録番号・管理技術者名、業務の経過、その他、後続の測量作業及び作業機関・計画機関への引継事項を記載すること。
- (8) 特記仕様書の(写し)について
機構から受注者に渡された表紙に「正本」、「謄本」又は**発注担当課の確認印**のある特記仕様書の写し(コピー)を別紙・別添を含めて成果簿に綴ること。変更の特記仕様書がある場合は、原測量の特記仕様書と変更の特記仕様書の両物を成果簿に綴ること。
- (9) 検定証明書の写しについて
本測量業務に使用する機器は、検定有効期限内であることを証する測量機器検定機関の検定証明書の写し(鑑の部分だけでよい)を成果簿に添付しなければならない。なお、上記機器には電子計算機のプログラムを含む。

電子納品について

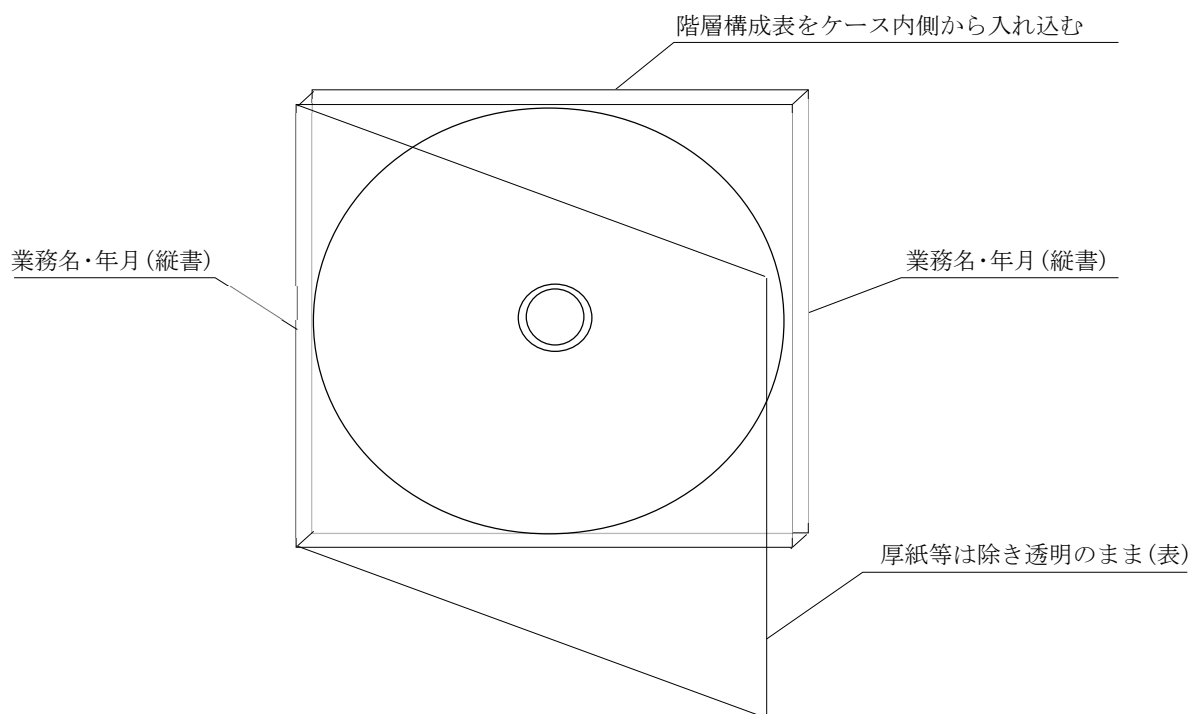
(ア) 電子納品を実施すること。

(イ) 適用基準類は下記による

『居住環境整備事業等における土木関連業務に係る電子納品要領(案)測量編』<平成 17 年 3 月>

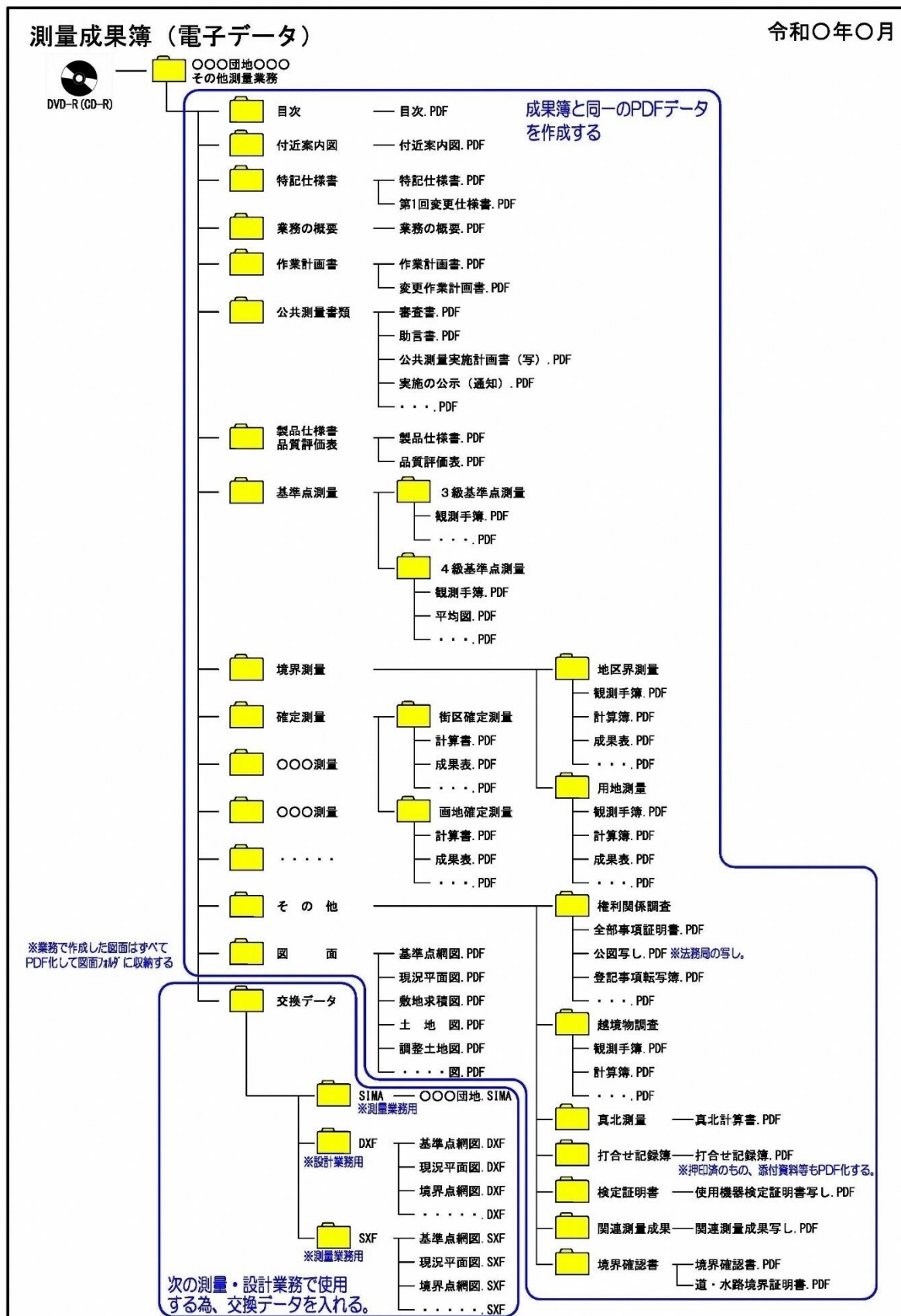
『居住環境整備事業等における土木関連業務に係る CAD 製図基準(案)』<平成 17 年 3 月>

※上記基準は、発注担当課にて閲覧に供する。



01. 電子記録媒体は CD-R を原則とするが、容量が多い場合は DVD-R とすることができる。
02. マイクロフィルムから画像データ化する場合は、対角線調整及び 4 点補正を行うこと。
03. SIMA データは、座標及び画地データとする。
04. 基準点及び境界点等の写真は、点名+拡張子としてよい。
05. 測量計算ソフトから CAD データを作成する場合の交換フォーマットは、SFX(P21) 形式及び DXF 形式の両方を添付する。
06. CAD データを DXF とした場合は、AutoCAD で文字化け等の修正を行うこと。

階層構成表作成(例)



ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- （１）業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（１週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- （２）業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- （３）（１）によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- （４）緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- （１）初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- （２）受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- （３）成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上